川辺町子ども・子育て支援事業計画 【案】



川辺町

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって
1 2 3 4 5	計画策定の背景と趣旨 1 計画の位置づけ 2 子ども・子育て支援新制度の概要 3 計画の期間 5 計画の策定方法 5
第2章	子ども・子育てを取り巻く現状・課題
1 2 3 4 5	川辺町の人口動態等の現状 · · · · · · · · · · · 6 教育・保育等の現状 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第3章	計画の基本的な考え方
1 2 3	計画の基本理念と基本的な視点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31 基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33 施策の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
第4章	施策の展開
基之	本目標1 子どもがのびのび育つまちづくり ・・・・・・・・・・ 37 本目標2 子どもを楽しく育てるまちづくり ・・・・・・・・・ 42 本目標3 子どもを地域で育てるまちづくり ・・・・・・・・・・ 46

第5	章	教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確	保方策
	1	教育・保育提供区域の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
	2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方 ・・・・・	51
	3	各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び	
		その実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
	4	各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び	
		その実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
第6	章	教育・保育及び子ども・子育て支援事業の推進方策	
	1	教育・保育の一体的提供及び推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
	1 2	教育・保育の一体的提供及び推進 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	70 72
	-		
	-		
第 7	2	総合的な放課後対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第7	2		
第7	2	総合的な放課後対策の推進 計画の進捗状況管理	72
第7	2	総合的な放課後対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、 国立社会保障・人口問題研究所における人口推移においても現在の傾向が続けば、50 年後には、日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以 下の50万人を割るものと推計しています。

ライフスタイルの多様化により未婚化・非婚化が進行するだけでなく、晩婚化・晩産



化が進行しており、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状が 影響していることがうかがわれることから、次世代育成支援として、 平成 15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地 方公共団体および事業主が行動計画を策定することを通じて、次世 代育成支援対策の推進を図ってきました。

しかしながら、現在子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、 近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育て に不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、仕事と子 育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。

子ども・子育て関連3法*に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育・

保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、を目指しています。

そして、子ども・子育て関連3法の一つ、「子ども・子育て支援法」では、都道府県、 市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定していくことを義務づけられています。

そこで、本計画は、こうした背景を踏まえ、次世代育成支援行動計画の実施評価や子育て家庭へのアンケート調査結果等をもとに、子どもを取り巻く現状と今後の方向性を明確にし、「子どもにとっての最善の利益」を確保できるよう、特に幼児期の学校教育・保育を提供する体制を確保する計画を策定するとともに、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する計画を策定するものです。

※ 子ども・子育て関連3法:子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)

子ども・子育で支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進 に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 24年法律第67号)

2 計画の位置づけ

- 〇この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、川辺町の独自性を踏まえながら、川辺町が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら重点的、計画的に取り組みを推進します。
- 〇この計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む 18 歳までの子どもとします。また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者(子育て家庭)とします。
- 〇この計画は、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、 町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、 行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するため の計画として位置づけます。
- 〇 この計画は、川辺町総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけるとともに、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画として策定します。
- 〇この計画には、「川辺町第2次健康増進計画」「川辺町障がい者計画・障がい福祉計画」 などの諸計画との整合および連携を図りながら、この計画における個々の施策を推進していきます。また、子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、 労働、住宅・都市基盤整備などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。

【 計画の位置づけ 】

3 子ども・子育て支援新制度の概要

「子ども・子育て支援新制度」(以下「新制度」といいます。)は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されるもので、次の3つの目的を掲げています。

- 1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 3. 地域の子ども・子育て支援の充実

(2)「子ども・子育て関連3法」。。。。。。。。。。。。。。。。。。。

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

- 1. 子ども・子育て支援法
- 2. 認定こども園法の一部を改正する法律
- 3. 関係法律の整備等に関する法律(児童福祉法等の改正)

(3) 制度の主な内容 ••••••

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること。具体的には、 設置手続きの簡素化や、財政措置の見直しなどを検討します。

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などを計画的 に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること。

地域の子ども・子育て支援の充実

地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、 子ども・子育て支援の充実を図ること。

(4)給付・支援事業について(4)給付・支援事業について

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

子ども・子育て支援給付

- ① 子どものための教育・保育給付
 - 施設型給付認定こども園・幼稚園(※1)・保育所(※2)
 - 地域型保育給付小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育
- ② 子どものための現金給付
 - 児童手当
- ※1 私立幼稚園は、新制度に移行する施設のみ対象。移行しない幼稚園は現行通り私学助成を継続
- ※2 私立保育所は、現行通り、市町村が保育所に委託費を支払う仕組み

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て家庭等を対象とする事業とし、市町村が地域の実情に応じて実施する。 対象の範囲は法定。

- ① 利用者支援(新規)
- ② 地域子育て支援拠点事業

③ 妊婦健康診査

- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 要保護児童等の支援に資する事業(養育支援訪問事業)
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 一時預かり事業
- 9 延長保育事業
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ 放課後児童健全育成事業
- ① 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)
- ③ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規)

4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成27年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

5 計画の策定方法

(1) 子育てに関するアンケート調査の実施 •••••••••

子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童(O~5歳)の保護者400人(回収:203人)、小学生児童(6~11歳)の保護者430人(回収:203人)を対象として、「子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

この計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等で構成する「川辺町子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

(3)パブリックコメントの実施 •••••••••••

この計画の素案を町役場などの窓口やホームページで公開し、広く町民の方々から 意見を募りました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 川辺町の人口動態等の現状

(1)人口の推移。。



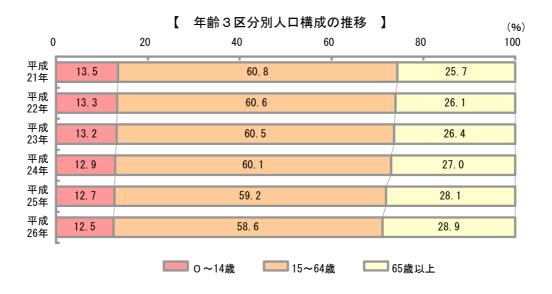
川辺町の人口の推移をみると、総人口は年々減少しており、 平成 26 年 10 月 1 日現在で 10,558 人となっています。

また、年齢3区分別人口構成の推移を見ると、0~14歳の割合は減少していますが、65歳以上の割合は増加しており、高齢化が年々進んでいます。

【 人口の推移 】



資料:平成21年~26年(住民基本台帳·外国人登録人口 各年10月值)、

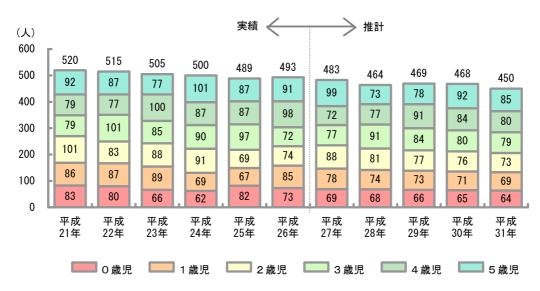


資料: 平成 21 年~26 年(住民基本台帳·外国人登録人口 各年 10 月值)

(2) 子どもの人口の推移と推計 ••••••••••••

川辺町の子どもの人口の推移と推計をみると、O歳から5歳の子どもの人口は、減少傾向にあります。

【 子どもの人口の推移と推計 】



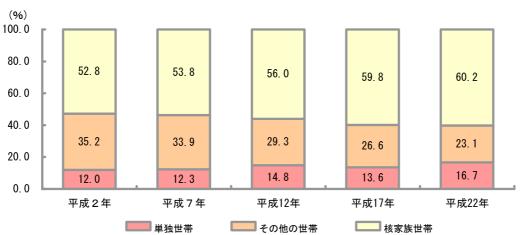
資料: 平成 21 年~26 年(住民基本台帳・外国人登録人口 各年 10 月値) 平成 27 年~31 年はコーホート変化率法*により推計

※ コーホート変化率法:コーホートごとの5年間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと推計し、0~4歳の子ども人口は、15~49歳女子人口との比率により推計する方法である。コーホートとは、同年(または同期間)に出生した集団のことをいう。

(3)世帯構成の状況 •••••••••••••••

川辺町の世帯構成の推移をみると、核家族世帯の占める割合は増加傾向にあり、平成22年で60.2%となっています。単独世帯の占める割合も増加傾向にあるため、その他の世帯の割合が減少傾向となっています。

【 世帯構成の推移 】



資料:国勢調査

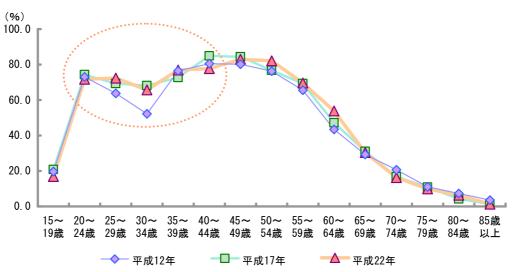
(4) 女性の労働状況 ••••

① 女性の労働力率

川辺町の女性の年齢別労働力率*は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。平成 12 年に比べて近年は、30~34 歳の労働力率が上昇しており、M字カーブの落ち込みは緩やかになっています。

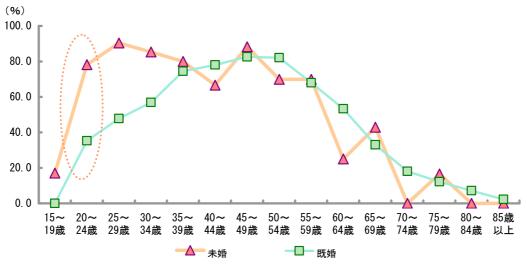
また、女性の未婚・既婚別労働力率をみると、既婚に比べ未婚の 20 歳から 34 歳において、労働力率が高くなっており、特に 20~24 歳で 42.9 ポイントの差となっています。

【 女性の年齢別労働力率 】



資料:国勢調査

【 女性の未婚・既婚別労働力率(平成22年) 】



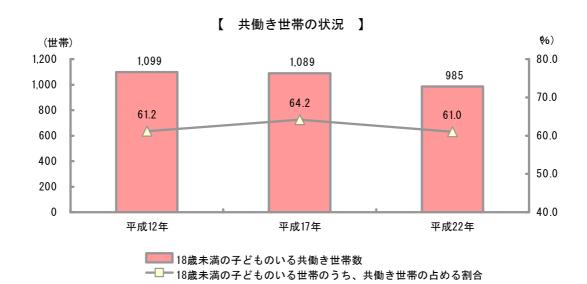
資料:国勢調査

※ 労働力率:15歳以上人口(生産年齢人口)に占める労働力人口の割合のこと。

② 共働き世帯の状況

川辺町の共働き世帯の状況をみると、子どものいる共働き世帯数は、減少傾向にあり、 平成 22 年で 985 世帯となっています。

また、子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は約6割となっており、 横ばいで推移しています。

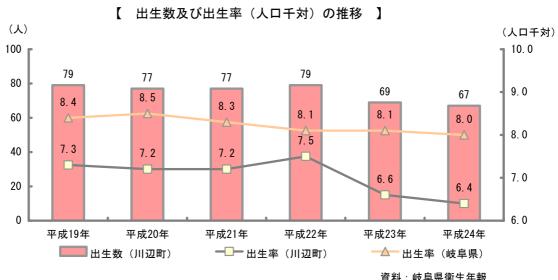


資料:国勢調査

(5) 出生の動向 •••••••••••••••

川辺町の出生数及び出生率の推移をみると、出生数は平成 22 年以降年々減少してお り、平成24年に67人となっています。

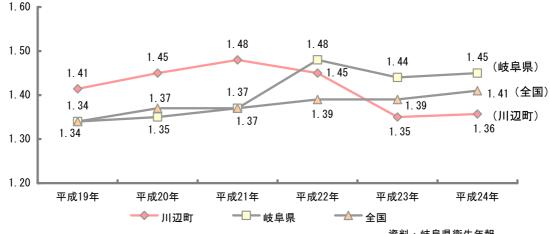
出生率は、出生数と同様に平成22年以降年々減少しています。各年で県の出生率を 下回って推移しており、平成24年では県の出生率を1.6ポイント下回り、6.4ポイ ントとなっています。



資料:岐阜県衛生年報

合計特殊出生率とは、15歳~49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、 1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子ど もの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。

【 合計特殊出生率の推移 】



資料:岐阜県衛生年報

2 教育・保育等の現状

川辺町の保育所在籍者数をみると、増加傾向にあります。在籍割合をみると、在籍者数同様に増加傾向にあります。特に平成 24 年度から 25 年度において、就学前児童数(0~5歳)は減っているものの、在籍割合は高くなっています。

【 町立保育所の在籍者数 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
就学前児童数(0~5歳)	520 人	515 人	505 人	500 人	489 人
保育所の在籍者数	255 人	276 人	277 人	298 人	297 人
在籍割合	49. 0%	53. 6%	54. 9%	59.6%	60. 7%

資料: 庁内資料

【 町立保育所の年齢別の在籍状況 】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
0 歳児	1人	2 人	5 人	2 人	2 人
1 歳児	7人	11 人	12 人	19 人	15 人
2 歳児	19 人	27 人	27 人	22 人	35 人
3 歳児	60 人	91 人	80 人	79 人	78 人
4 歳児	81 人	59 人	90 人	83 人	79 人
5 歳児	87 人	86 人	63 人	93 人	88 人
計	255 人	276 人	277 人	298 人	297 人

(2)特別保育事業の実施状況 ••••••••••••

川辺町の延長保育事業の施設数は、近年5年間で変わらず3か所となっています。延 長保育事業の利用状況をみると、実人数が平成24年度で8人から、平成26年度の 10人と増加しています。

【 特別(早朝・延長)保育事業の施設数 】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
第1~第3保育所	3 か所				

資料:庁内資料

【 特別(早朝・延長)保育保育事業の利用状況 】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	8人	9人	10 人
利用率	1.6%	1.8%	2. 0%

資料:庁内資料

(3) 放課後児童クラブの状況 ••••••••••••••

川辺町の放課後児童クラブは、川辺東児童クラブ、川辺西児童クラブの2か所となっています。利用状況をみると、平成23年度以降児童数は減少しています。

【 放課後児童クラブの施設数 】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	2 か所				

資料:庁内資料

【 放課後児童クラブの利用状況 】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	89 人	89 人	84 人	77 人	66 人
土曜利用者数(内数)	6 人	5 人	8 人	5 人	8人

(4) 地域子育て支援拠点事業の状況 •••••••••••

川辺町の地域子育て支援拠点事業の施設数は、近年5年間で変わらず1か所です。利用状況をみると、開館日数が平成21年度から横ばいに対し、延べ利用人数は平成23年度をピークとして、以降減少傾向にあります。

【 地域子育て支援拠点事業 (川辺町子育て支援センター) の施設数 】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	1 か所				

資料:庁内資料

【 地域子育て支援拠点事業 (川辺町子育て支援センター) の利用状況 】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
開館日数	238 日	240 日	238 日	241 日	240 日
延べ利用人数	7, 513 人	8, 506 人	8, 659 人	6, 984 人	6,067 人

資料:庁内資料

(5) 一時預かり保育の状況 •••••••••••••

川辺町の一時預かり保育は、川辺町第三保育所の1か所で実施しています。 利用状況(延べ人数)をみると、合計が平成23年をピークとして245人だったも

のが、以降は減少し、平成 25 年では 197 人となっています。

【 一時預かり保育の施設数 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
川辺町第三保育所	1 か所				

資料:庁内資料

【 一時預かり保育の利用状況(延べ利用数) 】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
4 時間以内	77 人	95 人	70 人	50 人	70 人
4 時間超え	117 人	111 人	175 人	168 人	127 人
合計	194 人	206 人	245 人	218 人	197 人

(6) 病児・病後児保育の状況 •••••••••••••

川辺町の病児・病後児保育の施設数をみると、平成 25 年度より坂祝町との協定で1 施設利用可能となりましたが、平成 25 年の利用実績はありません。

【 病児・病後児保育の施設数 】

	平成 25 年度
施設数	1 か所
	* Apr. Jul 1.0

資料:庁内資料

【 病児・病後児保育の利用状況(延べ利用人数) 】

	平成 25 年度
年間延べ利用人数	0人

資料: 庁内資料

(7) ファミリー・サポート・センター事業 ••••••• • •

川辺町のファミリー・サポート・センター事業は、平成23年7月1日より美濃加茂市主体での共同事業として実施しています。

会員数をみると、利用会員は平成 25 年度には前年度の2倍以上となっていますが、 サポート会員は平成 23 年度と同数となっています。

利用状況をみると、平成24年の22件から平成25年の113件と増加しています。

【 ファミリー・サポート・センター事業の施設数 】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	1 か所	1 か所	1 か所

※ H23.6.30まで川辺町単独コミママ事業/H23.7.1~美濃加茂市主体での共同事業

資料:庁内資料

【 ファミリー・サポート・センター事業の会員数 (川辺町在住者分) 】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用会員	5 人	15 人	31 人
サポート会員	6 人	6人	6人
両方会員	0人	0人	0人
合計	11 人	21 人	37 人

【 ファミリー・サポート・センター事業の利用状況 (川辺町在住者分) 】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
保育園・幼稚園等の 登園前の預かり・送り	0 件	0 件	0 件
保育園・幼稚園、学 童保育等の迎えと 帰宅後の預かり	0 件	0 件	0 件
学校・保育園等の休 日の預かり	0 件	0 件	0 件
その他緊急・一時的 に家庭での保育が 出来ないとき	0 件	22 件	113 件
合計	0 件	22 件	113 件

資料:庁内資料

(8) 妊婦健診等の事業 •••••••••••••••

川辺町の妊婦健診受診者数をみると、平成 22 年度の 962 人をピークとし、それ以降増減を繰り返し、平成 25 年では 844 人となっています。乳児家庭全戸訪問事業をみると、平成 21 年から出生数の減少から訪問件数は減少していましたが、平成 24 年度から 25 年度で訪問件数が 23 件増加しています。

【 妊婦健診受診者数 】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受診者延べ人数	884 人	962 人	836 人	945 人	844 人

資料: 庁内資料

【 乳児家庭全戸訪問事業 】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問件数	84 件	71 件	68 件	62 件	85 件
新生児訪問件数	2 件	0 件	1 件	0 件	3 件

資料:庁内資料

【 育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業) 】

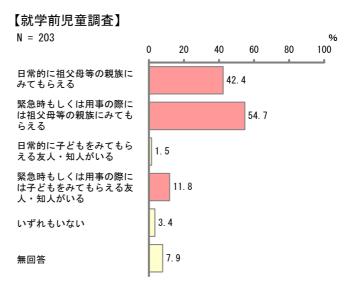
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
世帯	2 世帯	2 世帯	1 世帯	0 世帯	3 世帯
回数	2 回	4 回	3 回	0 回	7 回

3 アンケートから見られる現状

※グラフ中のNの数値は回答者数を示します。

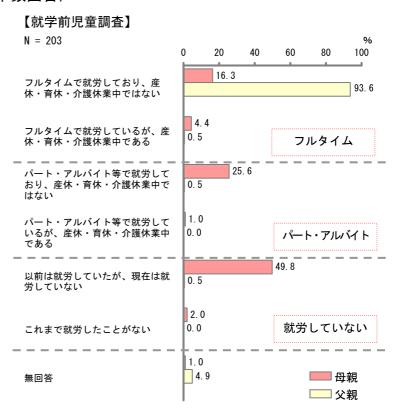
(1) お子さんとご家族の状況について ••••

- ① 子どもをみてもらえる親族・知人(複数回答)
- 友人・知人に子どもをみても らえる人は約1割となってい ます。



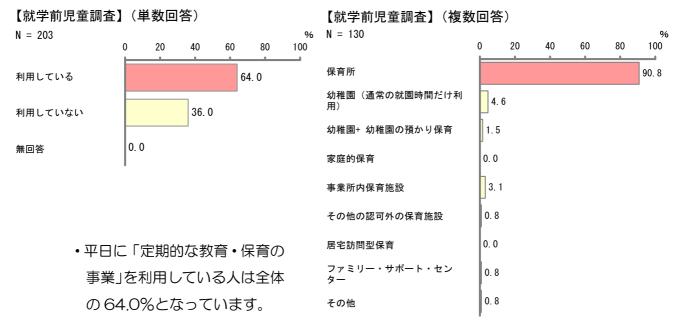
② 母親と父親の就労状況(単数回答)

- ・母親は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が49.8%と約半数となっています。また、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が25.6%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が16.3%となっています。
- ・父親は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が9割を超えています。



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について。。。。。

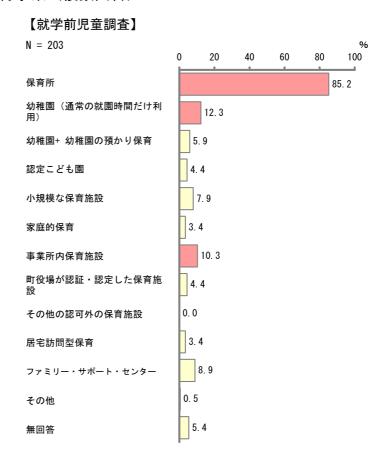
(1) 平日利用している教育・保育事業 (複数回答)



・利用している教育・保育事業は「保育所」の割合が90.8%と最も高くなっています。

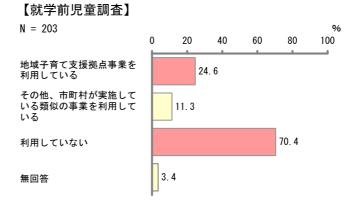
② 平日利用したい教育・保育事業(複数回答)

- ・現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「保育所」が85.2%と最も高くなっています。
- ・他にも、「幼稚園」「事業所内 保育施設」が1割以上となっ ています。



(3)地域の子育て支援拠点事業の利用状況について。。。。。

- ① 地域子育て支援拠点事業の利用状況(複数回答)
- ・地域子育で支援拠点事業を利用しているかについて、「利用していない」が約7割となっており、「地域子育で支援拠点事業」を利用している人は2割強となっています。

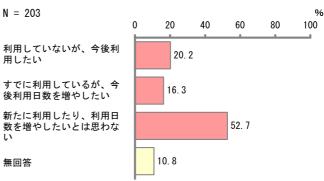


・「地域子育て支援拠点」…児童館の乳幼児対象事業や保育園で実施しているひろば事業、子育て相談事業です。

② 地域子育て支援拠点事業の利用希望(単数回答)

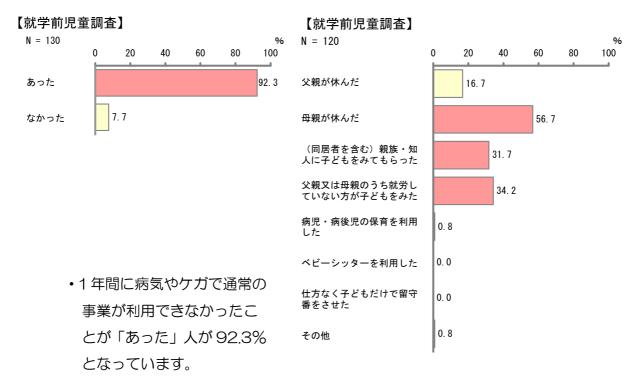
- ・地域子育て支援拠点事業を利用したいかについて、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が52.7%と半数を超えています。
- ・利用希望について、「利用していないが、今後利用したい」が20.2%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が16.3%となっています。

【就学前児童調査】

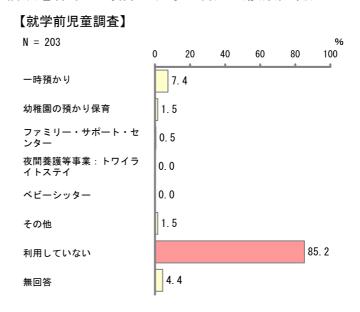


(4) 一時預かり等の短時間サービスについて ••••••••

① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと(単数回答)と、その主な対処方法(複数回答)

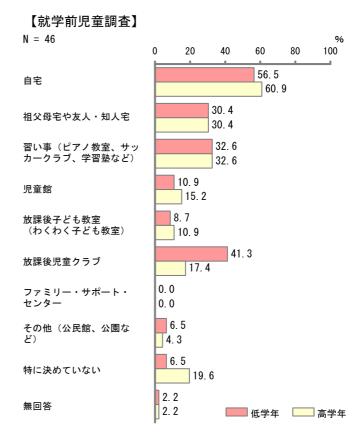


- ・その対処方法として、「母親が休んだ」の割合が56.7%と最も高く、次いで「父親 又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が34.2%、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が31.7%となっています。
- ② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用(複数回答)
 - ・日中の定期的な保育や病気 のため以外に、私用、親の通 院、不定期の就労等の目的で 不定期に利用している事業 はあるかについて、「利用し ていない」の割合が85.2% と最も高くなっています。



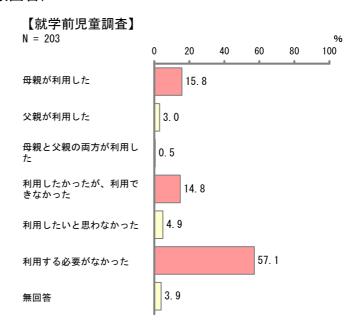
(5) 小学校就学後の放課後の過ごさせ方について •••••••

- ① 就学前児童の保護者の小学校にあがってからの希望(5歳児の保護者のみ) (複数回答)
 - 子どもが小学校にあがってから放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、低学年の間、高学年になってからともに「自宅」が約6割、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が約3割となっています。
 - 低学年の間では「放課後児童クラブ」が約4割であるのに対し、高学年では約2割となっています。



(6) 育児休業など職場の両立支援制度について •••••

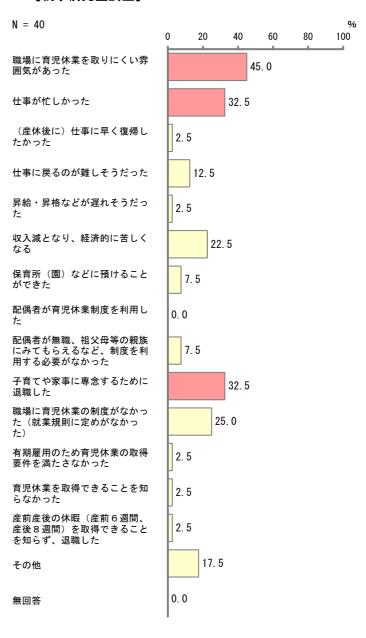
- ① 育児休業の取得状況(単数回答)
 - 育児休業の取得についいて は「利用する必要がなかっ た」ために取得しなかった 人が約6割となっています。
 - ・育児休業を取得した人は、 「母親が利用した」「父親が 利用した」「母親と父親の両 方が利用した」をあわせ約 2割となっています。
 - 育児休業を「利用したかっ たが、利用できなかった人」 が1割を超えています。



② 取得していない理由(複数回答)

・育児休業を取得していない方の理由は、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が4割を超えています。また、「仕事が忙しかった」「子育てや家事に専念するために退職した」が約3割となっています。

【就学前児童調査】



(7) 子育て全般について •••••••••••••••••

- ① 子育てに関して日常悩んでいること気になること(複数回答)
 - ・子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることについて、就学前児童調査では、「病気や発育・発達に関すること」が35.0%、小学生調査では「子どもの教育に関すること」が44.3%とそれぞれ最も高くなっています。
 - ・就学前児童では、小学生調査に比べ「病気や発育・発達に関すること」「食事や栄養に関すること」の割合が高くなっています。一方、小学生調査では「子どもの時間を十分にとれないこと」「子どもの教育に関すること」「子どもの友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」の割合が高くなっています。

***	-		•
単位	$\overline{\mathbf{v}}$	•	%

	有効回答数 件)	病気や発育・発達に関すること	食事や栄養に関すること	育児の方法がよくわからないこと	子どもとの接し方に自信が持てないこと	子どもとの時間を十分にとれないこと	話し相手や相談相手がいないこと	ないこと 仕事や自分のやりたいことが十分にでき	子どもの教育に関すること	む)に関すること子どもの友だちづきあい いじめ等を含	不登校の問題について	協力が少ないこと 子育てに関しての配偶者・パートナーの	その他	特にない	無回答
就学前児童	203	35. 0	33. 5	9. 4	14. 8	24. 1	2. 5	21. 2	24. 1	19. 2	1.0	9. 9	3. 0	12. 3	4. 4
小学生	203	24. 1	20. 2	4. 9	15. 3	35. 5	4. 9	12. 8	44. 3	32. 0	1.0	11. 3	4. 4	12. 3	3. 9

② 子育てで必要な支援・対策(複数回答)

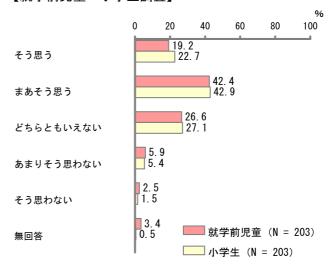
- ・子育てで必要な支援・対策について、就学前児童調査では、「子連れでも出かけやすく楽しい場所を増やして欲しい」の割合が69.5%、小学生児童調査では、「子連れでも出かけやすく楽しい場所を増やして欲しい」の割合が44.8%とそれぞれ最も高くなっています。
- ・ 就学前児童調査では、小学生調査に比べ「子連れでも出かけやすく楽しい場所を増や して欲しい」「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」の割合が高くなっています。

													単位:%
	有効回答数 件)	近な場、イベントの機会が欲しい児童館など、親子が安心して集まれる身	やして欲しい	が得られる場を作って欲しい子育てに困ったときに相談したり、情報	して欲しい 保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減	PO等の保育サービスが欲しい専業主婦など誰でも気軽に利用できる N	制を整備して欲しい安心して子どもが医療機関にかかれる体	てなど、住宅面の配慮が欲しい多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当	て欲しい企業に対して職場環境の改善を働きかける業時間の短縮や休暇の取得促進など、	い子育てについて学べる機会を作って欲し	その他	特にない	無回答
就学前児童	203	26. 6	69. 5	21. 2	53. 2	17. 7	36. 5	5. 9	15. 8	12. 8	6. 4	3. 4	3. 9
小学生	203	21. 7	44. 8	20. 2	21. 7	8. 4	35. 0	4. 4	14. 8	13. 3	7. 4	11. 3	5. 9

③ 子育てしやすいまちかどうか(単数回答)

・就学前児童調査、小学生調査 ともに「そう思う」と「まあ そう思う」をあわせた"子育 てしやすいまち"だと思う人 が6割以上となっています。

【就学前児童・小学生調査】



4 次世代育成支援行動計画(後期計画)の評価

川辺町次世代育成支援行動計画(平成 22 年度~平成 26 年度)の実施状況に基づき、基本目標別に整理し、評価しました。

目標1「子どもがのびのび育つまちづくり」の評価

次代の親となることへの自覚を促すため、小中高校生の頃から小さな子どもと触れ合う機会を確保し、子育てや家庭の大切さについての理解を深めるための教育や啓発を推進してきました。

また。児童虐待は、家庭において起こりうる身近な問題として捉え、育児不安やストレスを感じることなく、安心して子育てできる支援体制の整備に努めてきました。

親子のふれあいは、子どもの成長にとってかけがえのないものであることから、親子が一緒に学んだり、体験したりする機会を提供することにより、良好な親子関係を築いていけるよう支援してきました。

目標全体では、取り組み実績の達成率は93%(26事業/28事業)であり、おおむ ね高い達成率となっています。

今後も、次代の親の育成を図るために、中学生、高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解すること、また、子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばせるような取り組みを進めることが必要です。

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を未然 に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充 実を図ることが必要です。 少子化・核家族化が進行するなかで、育児ストレスや育児不安を抱える親も増加して おり、乳幼児健診等の場を活用するなど、子育てについて相談がしやすい環境づくりを 進めてきました。

家庭や学校、地域の人たちとの連携を強化し、思春期の子ども達の心と身体の問題に 対応できるための体制づくりや、思春期の健康問題に対する正しい知識の普及・啓発に 努めてきました。

ひとり親家庭や障がい児を持つ家庭に対しては、生活の安定と自立の促進を進めるための子育て、就労、経済的支援の充実を図るなど、日常生活に対する総合的な支援を積極的に進めてきました。

また、仕事と子育ての両立支援のため、利用者の生活実態及びニーズ等を十分に踏まえ、子どもにとって安全でかつ質の高い保育サービスの提供に努めてきました。放課後児童クラブについては、平成19年に1か所から2か所に増設し、利用ニーズに対応してきました。

目標全体では、取り組み実績の達成率は93%(27事業/29事業)であり、おおむね高い達成率となっています。

今後も、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健 関連施策との連携確保が必要です。このため、妊婦に対する健康診査を始め、母子保健 に関する啓発、妊産婦等への保健指導その他母子保健関連施策等を推進することが必要 となります。

また、関係機関・団体との連携を強化し、母子・父子家庭への支援、障害児施策の充実を図る必要があります。教育・保育事業の充実に向けては、人材の確保が課題となります。

子どもや乳幼児を連れた人・妊婦等はもちろん、高齢者や障がい者など、すべての人にやさしく利用しやすいという「ユニバーサルデザイン」の考えに基づき、公共交通機関、道路、公共施設、住宅等の生活環境のバリアフリー化を推進してきました。

また、子育て支援センターと連携して、子育てサークルへの支援など地域における子育て支援のネットワークづくりを進めてきました。

また、子育て支援センター(第三保育所内)に相談員を配置するなど、身近なところで気軽に相談できる場所を整備するとともに、町の広報誌やホームページを活用し、細かな情報提供に努めてきました。

目標全体では、取り組み実績の達成率は85%(23事業/27事業)であり、おおむね高い達成率となっています。

今後も、子育て世帯にやさしいまちづくりを推進することが求められます。

家庭・学校・地域・行政等との連携など、社会全体で子育て家庭を支援していくこと が必要です。

5 川辺町の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

本町の子どもを取り巻く現状や、アンケート調査結果を踏まえ、本町の子ども・子育 てを取り巻く課題を整理しました。

- ○妊娠・出産・子育て・保育など、子どもや保護者の多岐にわたる悩みや不安を相談できる体制や、親子が過ごせる居場所の充実が求めれています。
- ○虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及 ぼすため、迅速かつ適切な対応が求められます。児童虐待の防止として、地域での 日頃の声かけなどによる関係づくりが大切と言われています。
- 〇近年、集団行動ができない、授業中に座っていられない等の「小1の壁」などの問題から、小学校就学前と後の切れ目のない連携が注目されています。
- 〇子どもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育園・小学校は幼児・児童の交流や、教師・保育士の交流により、子どもの発達にとって必要な学習の場であるとともに互いの学び合いの場となっています。
- 〇都市化や少子化の進行による子どもたちの遊び方の変化は、子ども同士が集団で遊びに熱中して互いに影響し合って活動する機会を減少させ、様々な体験をする機会を喪失させています。地域の中で安心して子ども同士が交流を行う場として、自主を重んじ、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進していく必要があります。
- 〇近年、幼稚園・保育園・学校において発達障害や支援を必要とする子どもたちが増加傾向にあります。従来の3障害、身体・知的・精神に加え、発達障害(自閉症、LD*1、ADHD*2、アスペルガー症候群*3等)を含めた支援の体制を充実することが重要です。
- 〇そのほかに、医療ケアを必要とする児童の支援の充実も求められ、一人ひとりの多様なニーズに応じた相談支援体制の充実が必要です。

^{※1} LD:学習障害の略。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは 推論する能力のうち特定のものの修得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指す。

^{※2} ADHD:注意欠陥・多動性障害の略。年齢や発達に不つりあいな不注意さや多動性、衝動性を特徴とする発達障害で、日常活動や学習に支障をきたす状態をいう。

^{※3} アスペルガー症候群:知的障害を伴わないものの、興味・コミュニケーションについて特異性が認められる発達障害の一種。

(2) 次代を担う親の育成について ••••••••••

- ○すべての人が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てできるように支援していく必要があるとともに、施設の地域格差やサービスの仕組みにより、利用の少ない事業や、緊急時に利用しにくい事業などがあるため、サービスがより身近なものとして気軽に利用できるような工夫が求められています。
- 〇ひとり親家庭については、母子家庭の場合、経済的な問題、また父子家庭において は家事や子育てに不慣れなため家庭生活においても多くの問題を抱えているケー スが少なくありません。今後もひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよ う精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制を充実していく必要がありま す。
- ○乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、 この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。また核家族化やひとり親家庭の 増加などの影響により、母親の孤立から育児不安に陥ることが懸念されます。

(3) 子どもを楽しく育てることついて ••••••••••

〇近年、本町において、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育 て家庭においても共働きが増えています。また、変則的な勤務に応じた保育や、急 な用事や育児疲れ解消などを目的とした保育など、多様化するニーズに柔軟に対応 した保育サービスの提供が求められています。

- ○地域において子どもが主体的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域 の人と交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりが必要です。
- 〇子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは未来への投資であり、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要です。また、地域におけるさまざまなネットワークを利用し、少しでも多くの人にサービスや事業の周知、それらの利用および参加を促進するとともに、地域で活動しているNPOや団体、町民ボランティア活動等の充実に向けて支援し、地域に根ざしたネットワークを図るなど、町民協働による子育て支援の充実が望まれます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念と基本的な視点

(1)計画の基本理念 •••••••

本町の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。



『すべての子どもが、良質な養育・ 保育・教育により、健やかに育つまち 「川辺」』の実現を目指します。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの 子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に 欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情 を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も 親として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、時代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長につながります。

『すべての子どもが、良質な養育・保育・教育により、健やかに育つまち』を実現できるよう、子ども・子育て支援の施策を推進します。

(2)計画の基本的な視点 ••••

子ども視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、 家族の愛情のもとに養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果た しながら成長を遂げていくことが必要です。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、乳幼児期の人格形成を培うため質の高い教育・保育に配慮し、子どもの健やかな成長が保障されるような環境づくりを進めます。

次世代の親づくりという視点

子どもの健やかな成長は、家庭や地域の願いであり、ひとりの人間としての権利、自由そして幸せが尊重されるように配慮されなければなりません。 子ども自らが、多くの人々との関わりや様々な経験を通して、生きていることの喜びを実感しながら成長し、次代の親になっていくという、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

すべての子どもと家庭の支援の視点

子ども・子育て支援には、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての 孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。その際には、保護を必要とする子どもの増加や 虐待等の子どもの抱える問題にも十分に対応できるよう体制の整備を進めま す。

サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援にかかる利用者のニーズも多様化しています。子ども・子育て支援においては、多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みを進めます。

2 基本目標

基本目標1 子どもがのびのび育つまちづくり

子どもがのびのびと育つ環境づくりを進める上では、子どもの主体性や自主性を尊重することが重要であり、子どもの健全な育成を阻害する児童虐待防止についても地域が一体となって取組んでいく必要があります。本町における各種施策を進めていくことで、子どもたちが"遊び・学び・交流"を通して、それぞれの可能性を伸ばすことができる「子どもがのびのび育つまちづくり」をめざします。

また、子ども自らが、多くの人々との関わりや様々な経験を通して、生きていること の喜びを実感しながら成長し、次代の親になっていくための取り組みを進めます。

基本目標2 子どもを楽しく育てるまちづくり

核家族化などの家族形態の変化、子育てする母親の孤立化など、子育ての環境が変化 している中で、子育ての負担感・不安感を感じる親が多くなってきています。

そのため、本町においては、すべての子育て家庭への支援策の充実を図り、子育て中の家庭はもちろんのこと、子どもを持ちたいと思っている人が、安心して子どもを産み、楽しく育てることができる「子どもを楽しく育てるまちづくり」をめざします。

基本目標3 子どもを地域で育てるまちづくり

子育では本来、家庭を中心に行なわれるものですが、近年の急速な社会環境の変化に おいては、個々の家庭だけでは困難な状況にあり、地域や社会全体での子育で支援が必 要とされています。また、子どもは、地域社会の中で人とふれあい、交流することによ り、社会性を身につけ、成長していきます。

本町においては、子育ては親だけでなく、地域や社会全体が協力してするものである という意識を持ち、「子どもを地域で育てるまちづくり」をめざします。

3 施策の体系



【施策の方向】

- ① 幼少期からの男女共同参画意識の醸成
- ② 次代の親の育成支援
- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② いじめ・不登校児童などの対応の充実
- ③ 子どもの不安や悩み等への対応
- ① 教育の環境整備と質的向上
- ② 家庭の教育力の向上
- ③ 障がい児の早期療育・教育体制の充実
- ① 多様な保育サービスの充実
- ② 働きやすい職場環境の整備
- ③ 総合的な放課後対策の推進
- ① 経済的負担の軽減
- ② 安心して子育てできるための支援の充実
- ③ 障がい児家庭への支援
- ④ ひとり親家庭の自立支援の充実
- ① 子どもの遊び場の充実
- ② 子どもの安全の確保
- ③ 子育てバリアフリー環境の整備
- ① 子育て支援のネットワークづくり
- ② 地域のふれあい・交流の促進

第4章 施策の展開

3つの基本目標の実現に向けて、7つの基本施策に基づく、現状・課題、今後の方向と、目標を定め、川辺町の取り組みを計画的に推進していきます。



基本目標	・子育ての様々な課題の解決に向けて、3つの基本目標を設定しています。※第3章参照
基本施策	・基本目標を実現するための7の施策を設定しています。・アンケート調査等から川辺町の方向性を示しています。
基本施策 の取組	・基本目標・施策を達成するための主な個別事業 として、町が取り組むべき役割を示していま す。 ・施策・事業別に担当課を示しています。

基本目標1

子どもがのびのび育つまちづくり

基本施策1 子育て意識の高揚

① 幼少期からの男女共同参画意識の醸成

幼少期から男女平等意識の醸成に努め、男女が支えあって社会を担っていくことの大切さや、子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発を進めます。

② 次代の親の育成支援

次代の親となる世代が、将来子どもを生み育てたいと思えるよう、保育所や地域等に おいて小学生や中学生、高校生や社会人などが乳幼児や子どもと交流できる機会の提供 に努めます。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	赤ちゃんのふれあい 体験学習	核家族、少子化により、乳児とふれあう機会が少なくなった思春期の子どもたちに、赤ちゃんとふれあうことによって生命の尊さ・性の尊重を学んでもらいます。また、子どもの成長を見守る親の喜び・責任について、男女共に協力し家庭を築いていくということの大切さを学んでもらいます。	住民課
2	食育教室	思春期における食生活を健康と関連づけ、正しい食習慣や 規則正しい生活を身につけます。また、調理実習を通して、 必要なエネルギーや栄養素の摂取について学びます。	住民課

基本施策2 子どもの人権擁護と相談体制の充実

① 児童虐待防止対策の充実

関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対応に努めます。また、児童虐待は親の ストレスや親の育ってきた環境による影響が大きいことから、子育ての不安や悩み等、 親の抱える心理的な問題の解消を図るなど、児童虐待の未然防止に努めます。

Νo	個別施策	取り組み内容	関係課
1	被虐待児童の早期発 見	要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会、個別ケース 検討会議等あらゆる機会を活用するとともに関係機関と連 携し、児童虐待の未然防止に努めます。	住民課
2	子どもの人権尊重の 啓発推進	学校、保育所、青少年町民会議、その他関係団体が連携を 図り、総合的に支援していきます。	教育課

② いじめ・不登校児童などの対応の充実

いじめや不登校児童・生徒の早期発見、早期対応に努めるとともに、居場所づくりと 絆づくりによるいじめや不登校の未然防止教育を推進します。また、家庭、学校、地域、 関係機関等が連携の強化を図り、不登校児童・生徒が学校復帰できるよう、保護者への 助言を行うなど、適切な支援施策を展開していきます。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	いじめ、不登校児童 などの対応の充実	道徳教育に重点をおき、h y p e r - Q U (教育・心理検査) を継続して実施し、子どもたち一人ひとりの自己肯定感を高めるための授業や学校づくりに努めます。	教育課
2	情報モラル教育の充 実	いじめや犯罪の原因である携帯、スマホ、メール、SNSなどの利用について情報モラル教育を充実します。	教育課

③ 子どもの不安や悩み等への対応

子どもが抱える不安や悩みへの対応を図るため、気軽に相談できる体制を整備します。 また、日常の話し相手として、心の問題の専門家であるカウンセラーやスクール相談 員による、保護者も含めて相談を受けられる体制を充実します。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	精神的な不安や悩み を持つ児童・生徒へ の対応	教育委員会事務局内に「教育相談電話」を設置します。 小・中学校においてスクールカウンセラーやスクール相談 員による、教育相談アンケートや教育相談を定期的に実施 するなど、子どもの心の相談の体制の充実を図ります。	教育課

基本施策3 生きる力を育む教育の推進

① 教育の環境整備と質的向上

本町では「みつめ、かかわり、みがきあう」の視点で「生きる力を育てる」を教育の大きな目標としています。主体的に自らの力で困難に立ち向かう"たくましさ"と、他人の痛みを感じることのできる"やさしさ"の心を育む教育を幼児期から一貫して推進します。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	学校教育の充実	学校教育をより充実させていくため、ユニバーサルデザイン*を生かした教育やボート、カヌー教室など特色ある教育活動を展開していきます。	教育課
2	保育所保育の充実	保育内容の充実と保育士の資質向上に努めます。	教育課
3	心の教育の推進	学校、保育所等において、高齢者・障がい者・乳幼児等と の交流機会を通して、他者を理解し、他者を思いやる心を 培う教育・保育を推進します。	教育課

※ ユニバーサルデザイン: あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

② 家庭の教育力の向上

今日、少子化や核家族化の進行から子育ての知恵が伝承されにくくなっています。また、親の過保護、過干渉、放任、無関心などによって子どもの育ちが歪められつつあるとも言われています。

さらには、児童虐待が社会問題として深刻化しています。こうした子育てを取り巻く 環境の変化の中で家庭の教育力を高めるための施策を積極的に展開します。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	家庭教育学級等の充 実	家庭教育の充実を図るため、保育所や学校の行事と連携して、課題にあった学習内容の見直しを図るなど、ひとりでも多くの親への参加を呼びかけていきます。	教育課
2	父親・祖父母を対象 にした学習の推進	父親や祖父母の子育てに関する知識の普及と子育て参加の 促進を図るため、様々な講座や教室における父親や祖父母 の参加を呼びかけます。	教育課
3	各機関との連携	子どもの発達段階に応じた課題を明確にし、連携して情報 の提供、学習機会の提供、相談体制の整備を行っていきま す。また、子育てしている親に寄り添いながら、わかりや すく利用しやすい支援を提供していきます。	教育課 住民課
4	家庭教育力の充実	親子で参加できる事業の実施や広報誌等による情報提供に よって、家庭教育力の向上に努めます。	教育課
5	親子のふれあいの推 進	親子が時間を共有し、ふれあいを高めることを目的として、 現在、毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、家庭の日カレンダーを作成して啓発しています。 今後とも「家庭の日」や「学校週5日制」の意義をPRし、 家庭において親子が十分にふれあえる機会を多く持つことが、 子どもの発達上重要であることを強く訴え、その啓発に努 めます。特に学校、保育所、地域等でのあらゆる活動の場 面で親子の共同体験活動を重視した活動に取り組みます。	教育課

③ 障がい児の早期療育・教育体制の充実

障がいの早期発見、早期治療に向けて、保健センター、保育所、親子教室は連携体制を強化します。また、障がい児ができるだけその子に適した教育を受けられるようその体制づくりに努めるとともに、特別支援学校等との連携を密にして障がいのある子どもが安心して教育が受けられる体制づくりに努めます。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	障がい児教育の推進	引き続き町内の小中学校の特別支援学級において、障がい 児の適切な教育が行えるよう専門の教師の配置に努めると ともに、通級による教育を推進します。	教育課
2	教育相談の推進	保育所、学校、保健センターなどの関連機関と連携を図り ながら、障がい児に対する相談体制の充実に努めます。	教育課
3	盲・ろう・特別支援 学校教育との連携	引き続き近隣の盲・ろう・特別支援学校との緊密な連携を 図り、障がい児教育の充実に努めます。	教育課
4	児童発達相談事業の 推進	子どもの状況について、小学校就学時に最も適した援助を 考え、相談に応じるなど、今後も相談事業の継続・充実に 努めます。	教育課
5	親子教室運営事業の 推進(児童発達支援 事業)	親子教室の運営を引き続き行い、障がい児の言葉の指導の ほか、発達に遅れのみられる子ども、境界領域の子どもな どの発達の援助を推進します。	教育課
6	障がいの早期発見、 相談の充実	保育所等との連携を深めるとともに、様々な相談に対応できるよう臨床心理士などのスタッフの充実を図ります。また、各健診・相談未受診者に対しては、電話・訪問等で受診の呼びかけを行うなど、親の育児不安の軽減や障がいの早期発見、早期治療につなげるための健診事業の充実に努めます。	教育課 住民課

子どもを楽しく育てるまちづくり

基本施策1 仕事と子育ての両立支援

① 多様な保育サービスの充実

女性の就労形態の多様化や利用者の保育ニーズに対応するため、きめ細かな保育サービスの提供に努めるとともに、安心して子どもを預けられるよう保育所設備の充実に努めます。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	保育サービスの充実	良好な保育環境を確保するとともに、多様な保育ニーズに対応できるよう、特色ある保育の実施に努めます。また、保育士への研修等の充実を図るなど、資質の向上に努めます。	教育課
2	認定こども園	幼稚園と保育園が相互に連携して、子どもたちが一体的に教育・保育を受けられる幼保連携型認定こども園への移行を計画的に推進します。	教育課
3	低年齢児保育の充実	現在、町内3か所の保育所において低年齢児保育を実施して います。	教育課
4	特別保育の充実	現在、町内3か所の保育所において早朝保育、19時までの延長保育を実施しています。19時までの希望は少ないものの、今後は、保護者の就業形態や就業時間の多様化などを踏まえ、利用者のニーズを見極めながら対応していきます。	教育課
5	一時保育の充実	現在、町内1か所(第三保育所)の保育所において一時保育 を実施しています。今後は利用者のニーズに伴い保育の拡充 に努めます。	教育課
6	休日保育の検討	保育ニーズの動向を踏まえながら、休日保育を検討します。	教育課
7	ファミリー・サポ ート・センター事 業	平成 23 年 7 月 1 日から美濃加茂市ファミリー・サポート・センターの共同実施をしています。円滑な事業運営と支援の充実を図るため、サポート・利用会員双方のバランスの良い会員の確保に努めます。	教育課
8	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の集約と提供を行うとともに、子どもや保護者が、円滑に利用できるように身近な場所で相談に応じるなどの支援を実施します。	教育課
9	苦情・第三者評価・ リスクマネジメント 等によるサービスの 質の向上	保育所や放課後児童クラブ等への苦情については、その受け付けから解決に至るまでの体制づくりを進めます。また、第三者評価制度、さらに事故等の防止や事故発生時の対応などについて事前に検討しておく危機管理(リスクマネジメント)の体制整備を図り、サービスの質の向上に努めます。	教育課

No	個別施策	取り組み内容	関係課
10	障がい児保育の推進	職員及び、施設の整備、環境の充実を図るなど、それぞれの障がい児に対して適切な援助ができるように努めます。また、保護者、主治医や関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて療育機関等の専門機関からの助言を受けるなど、適切な対応に努めます。	教育課
11	ひとり親家庭支援事 業の実施	ひとり親家庭の親などが病気等のため一時的に保育サービスが必要になった場合、病児・病後児保育やファミリー・サポート・センター等、個々の実情に応じたきめ細やかな相談対応を図るなど、ひとり親家庭の子育て支援に努めます。	教育課

② 働きやすい職場環境の整備

誰もが仕事と生活の調和がとれた働き方や暮らし方ができるよう、国の「仕事と生活の調和憲章(ワーク・ライフ・バランス憲章)」及び「仕事と生活の調和推進のための 行動指針」に基づき、労働者に対する意識啓発や情報提供に努めます。

Νo	個別施策	取り組み内容	関係課
1	子育てしやすい職場 環境の整備	育児休業制度の普及や休職中の親の職場復帰等を企業に働きかけるなど、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりに 努めます。	産業環境課
2	男女共同参画社会の 理念の普及	男女がともに家庭と仕事を分かち合える生活や社会を築くために、学校、保育所等においての保護者を対象にした事業、生涯学習等の社会教育での事業、地域子育て支援センター、保健センター等での男女共同参画意識の普及・啓発の推進を図ります。また、町広報誌を活用するなど、男女がともに家庭と仕事を分かちあえる意識の醸成に努めます。	企画まちづくり課

③ 総合的な放課後対策の推進

「放課後児童クラブ」の充実や「放課後子供教室」の整備・開設を進め、総合的な放課後対策を計画的に推進します。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	放課後児童クラブの 充実	今後も利用者のニーズに合った放課後児童クラブの充実に 努めます。	教育課
2	「放課後子ども総合 プラン」の検討・整 備	全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な 体験・活動を行うことができるよう、放課後子供教室を計 画的に開設していきます。	教育課

① 経済的負担の軽減

子育て中の若い保護者にとって、子どもの養育にかかる経済的負担は大きく、そのことが少子化につながる一因ともなっています。そこで、今後も子育て世帯に対しての経済的負担の軽減等の支援に努めます。

1	10	個別施策	取り組み内容	関係課
	1	乳幼児医療費の公費 負担制度の拡充	乳幼児等の健康を守り、子育て家庭の経済的負担の軽減を 継続し、一層の拡充を図ります。	住民課
	2	不妊治療費助成	不妊治療等を受けている夫婦に対し、治療に要する費用を 補助しています。	住民課
	3	妊婦健康診査	妊婦健診に係る費用を(一人当たり14回分)助成することで、妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促し、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を図っています。	住民課

② 安心して子育てできるための支援の充実

子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、関係機関等と連携し相談体制等の充実を図ります。

No	個別施策	取り組み内容	関係課		
1	乳児家庭全戸訪問事 業	乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに 関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や 養育環境の把握、養育についての相談を行います。	住民課		
2	養育支援訪問事業	乳幼児や児童の養育について、支援が必要であると判断 した家庭に対し、保健師、助産師、看護師、ホームヘル パー等が家庭訪問し、指導助言を行うことで虐待の発生 予防に努めます。			

③ 障がい児家庭への支援

関係機関が連携して、発達の遅れや障がいのある児童の早期発見、早期療育のための 事業を実施します。また、障がい児家庭が抱える悩みに対応するため、相談・指導体制 の充実に努めます。

N	lo	個別施策	取り組み内容	関係課
1	1	地域療育のための ネットワークの充実	教育委員会・保育所・親子教室・保健センター・その他関 係機関が連携してネットワークを構築します。	住民課
2	2	家庭訪問等を通じて個別的な相談・指導に努めます。また、 家族支援の充実 障がいに対する住民の理解や協力を得るための啓発等の活動に努めます。		住民課 教育課

④ ひとり親家庭の自立支援の充実

ひとり親家庭の自立支援を促進するため、母子家庭等医療費助成、母子寡婦福祉資金 など経済的支援の充実に努めるとともに、個々の家庭状況に応じて日常生活への支援、 就業への支援に努めます。

Νo	個別施策	取り組み内容	関係課
1	ひとり親世帯への 経済的支援の推進	ひとり親家庭に対する医療費の助成や、生活の自立を支援 するための就業・生活資金や子どもの就学資金などを貸し 付ける母子・寡婦福祉資金貸付制度の利用などを促進し、 経済的な支援に努めます。	住民課

基本目標3

子どもを地域で育てるまちづくり

基本施策1 安全・安心な生活環境の整備

① 子どもの遊び場の充実

子どもは、友だちとの遊びを通して心身を成長発達させ社会性を学びます。しかし、 交通環境の悪化などから安全に遊べる場が少なくなりつつあります。そこで、公園等を 子どもが安心して遊べる場となるよう努めます。また、関係機関と連携して子どもの生 活圏の中で、事故等から子どもを守る道路環境の整備や遊び場等の危険箇所の点検・整 備など安全な生活環境整備を推進します。

N	lo	個別施策	取り組み内容	関係課
	1	安全な遊び場の 維持・管理	公園などの遊び場において、子どもたちが安全で安心して 遊ぶことのできるよう維持・管理を図ります。	基盤整備課

② 子どもの安全の確保

近年、子どもが被害者となる交通事故の増加や子どもの連れ去り事件など、子どもの安全が脅かされてきています。子どもたちを犯罪や交通事故から守るためには、行政、地域、警察、保育所、学校などが連携して総合的な交通安全や防犯対策に取り組むことが重要であり、学校付近や通学路におけるパトロールを強化するなど、子どもが犯罪に巻き込まれないような防犯体制の強化に努めます。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	交通安全対策の充実	子どもを交通事故から守るために、行政、地域、警察、保育所、学校などとの連携を強化し、総合的な交通安全活動を進めます。また、地域・家庭内での事故防止に向け、あらゆる場を活用しながら安全啓発に努めます。	教育課
2	チャイルドシート 着用の啓発	子どもの交通事故防止を図るためにも、今後もチャイルド シート着用等の啓発に努めます。	総務課
3	通学路の安全確保 通学路の安全確保 全確保を図ります。		教育課 基盤整備課 総務課

③ 子育てバリアフリー環境の整備

公共施設等において授乳コーナーの設置や乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレ改修などに努めます。学校、保育所、保健センター、教育委員会などの行事の際には 託児サービスなども併せて行い、子育てバリアフリーに努めます。

No	個別施策	取り組み内容	関係課		
1	子育てバリアフリー の推進	新設するトイレはもちろんのこと、既存のトイレについても、和式から洋式に改修する際に合わせ、バリアフリー化に努めるとともに、授乳コーナーや乳幼児と一緒に利用できる多目的トイレを設置するなど、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを推進していきます。			
2	保育所、小・中学校 のバリアフリー推進	障がい児が利用しやすいよう保育所、小学校、中学校の施 設の改修の機会に合わせて順次バリアフリー化を推進して いきます。	教育課		
3	児童館、放課後児童 クラブ、子育て支援 センター等への交通 手段の確保	児童館、放課後児童クラブ等をできるだけ町内全域の子どもたちが安全に利用できるようにするため、福祉バスの運行などにより交通手段を確保します。	教育課		

基本施策2 地域コミュニティづくりの支援

① 子育て支援のネットワークづくり

地域の子ども会やボランティア活動、子どもの健全育成活動など、地域における自主的な子育で支援活動の活性化を図るとともに、各団体の情報の共有化や連携の促進など子育で支援のネットワークを推進します。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	ITを活用した情報 提供	川辺町子育て支援センターにおいて独自のホームページを 開設し、子育て情報の提供、あるいはメールによる相談等 に対応できるよう努めます。	教育課
2	子育て支援センター の充実	現在、第三保育所内に「子育て支援センター」を設置しており、子育で家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報提供や学習機会の提供、子育てサークル等の育成・支援、また、関係機関との連絡調整等の事業を行っています。今後も地域における子育て支援活動の拠点となる子育て支援センターの充実を図ります。	教育課

No	個別施策	取り組み内容	関係課		
3	子育て支援総合コー ディネーターによる 子育て支援	地域子育て支援センターにおいて、子育て支援総合コーディネーターによる様々な保育サービスや子育て支援事業などの子育て支援サービス情報の提供や、問題をかかえる家族・児童についてのケースマネジメントを行って、サービスの利用援助などの支援を充実します。	教育課		
4	子育て支援ネットワ ーク協議会活動の推 進	子育てをめぐる環境は大きく変化しており、親の持つ子育 て上の不安や悩みも多様化しています。特に児童虐待や障 がい児療育・教育などにおいて、福祉・保健・教育などに 携わる各関係機関がその子どもや家族の個別的課題を共有 し、連携して最も適した援助を一体的、総合的に提供でき るよう努めます。	教育課		
5	子育ていきいきふれ あいサロンの開催				
6	なかよし広場の推進 (園庭開放)	教育課			
7	地域で子育てを支え るための体制整備	教育課			

② 地域のふれあい・交流の促進

地域における子どもの健全育成を進めるため、子ども会活動等、自主的な地域活動を 支援します。また、人とのふれあいを通した子どもの成長を図るため、世代間交流や親 同士の交流、子ども同士の交流ができるイベント等を開催します。

No	個別施策	取り組み内容	関係課
1	子どもの意見の反映	子どもの声を反映させるため、子どもたちが集う集会等を 活用していきます。	教育課
2	児童館活動の推進	今後とも、ボランティア、保護者、住民等の積極的な協力 を得て児童館活動の推進に努めます。	教育課
3	児童健全育成・子育 て支援ボランティア の養成	平成 20 年より、町内の子育て支援機関と連携して、家庭教育支援チームと一緒に研修会を実施しています。今後さらに研修会を充実させるなど、資質の向上に努めます。また、町内の子育て支援機関と情報交換・連携の強化を図りながら、親同士の交流を広げ、子育て中の親に寄り添う支援を検討していきます。	教育課
4	子どもの地域活動・ ボランティア活動の 充実	各地区の子ども会活動を活性化させるためには、企画段階から子どもの参画が必要です。そのため、高学年児童をインリーダー研修会等への参加を促します。また、こうした各種研修会への参加により積極性や協調性を育て、子ども会のリーダーとしての資質を養います。	教育課
5	多世代交流の推進	わくわく子ども教室などを通じて多世代交流の推進を図り ます。	教育課
6	保育所地域活動事業 の実施	これまでも高齢者との世代間交流や異年齢児交流、子育て 家庭育児講座などを開催してきました。今後も交流団体に よるカリキュラム、年間計画を立て、ともに育ち合える交 流の実施を促進します。	教育課
7	週5日制に対応する 活動の推進・子ども の居場所づくり	わくわく子ども教室などの枠を拡大していくとともに、新規募集を行うなど、教室運営の幅を広げていきます。児童館など他施設との連携を図るなど、参加者の増加につながるよう体制の整備に努めます。また、地域の情報を集め、人材発掘に努めます。	教育課
8	電話相談窓口の開放	相談内容によっては、直接面接指導に結びつけるよう指導 に努めるとともに、保健師又は管理栄養士が随時相談を受 けられる体制を充実します。	教育課 住民課
9	地域健全育成活動の 推進	子どもの活躍の場を増やすとともに、子どもたちの主張に対して町が取り組んだ活動などの報告も検討していきます。また、地区で活躍している子どもの実践発表や地区の特徴的な活動の紹介など、発表内容を増やすための検討をしていきます。	教育課

第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定



子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・ 保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況 その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者 や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要があるとしています。

今後の子どもの数の増減を踏まえて、保育ニーズに対応してい くには広域での調整を図っていくことが求められます。

これらの理由から、行政区1圏域を教育・保育提供区域の基本 とした上で、需要分析を行い、1圏域の妥当性をみていくものと します。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度では、市町村において5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、保育所や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

(1)「量の見込み」は、「認定区分」、「家庭類型」などから算出します。。。

① 認定区分について

年齢と保育の必要性(事由・区分)に基づいて、1・2・3号認定に区分します。 以下のとおり、これまでの保育所の利用要件である「保育に欠ける事由」に追加や緩和がされています。

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令 27 条・再掲)

- 〇以下のいずれかの事由に該当し、かつ、 同居の親族その他の者が当該児童を保 育することができないと認められること
- ①<u>昼間労働することを常態としていること(</u>就労)
- ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は 精神若しくは身体に障害を有している こと(保護者の疾病、障害)
- ④同居の親族を常時介護していること (同居親族の介護)
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復 旧に当たつていること(災害復旧)
- ⑥前各号に類する状態にあること(その 他)

新制度における「保育の必要性」の事由

- 〇以下のいずれかの事由に該当すること
- ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能 ①就労
- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本 的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能 な短時間の就労は除く)
- ・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ・起業準備を含む
- ⑦就学
- ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- <u>⑧虐待やDVのおそれがあること</u>
- <u>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子ど</u> <u>もがいて継続利用が必要であること</u>
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

長時間(主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当)及び短時間(主にパートタイムの就労を想定。)の2区分の保育必要量を設けることになります。 上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

		保育を必要とする	保育を必要としない		
0~0季月	2日部中	保育標準時間利用(11 時間)			
0~2歳児	3号認定	保育短時間利用(8時間)			
つみを集旧	2号認定	保育標準時間利用(11 時間)	1号認定	教育標準時間利用	
3~5歳児	∠ 万 能处	保育短時間利用(8時間)	万能化	(3~4時間)	

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、 1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要で す。

そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から タイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、"現在の家庭類型"と、母親の就労希望を反映 させた"潜在的な家庭類型"の種類ごとに算出します。

	母親		フルタイ	パートタイ	ム就労	(産休	育休含む)	
父親		ひとり親	ム就労 (産休・育 休含む)	120 時間 以上	満 64	排間未 ・時間 ・上	64 時間 未満	未就労
υ	とり親	タイプA						
	マイム就労 育休含む)		タイプB	タイプ(0	タイプC'		
パートタ	120 時間以上		タイプC	タイプロ	≣			5 / - 5
イム就労 (産休・ 育休含	120 時間未満 64 時間以上					タ	イプE'	タイプD
も) む)	64 時間未満		タイプC'			•		
未就労				タイ	タイプD			タイプF
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■								

タイプA:ひとり親家庭(母子または父子家庭)

タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭) タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間:月120時間以上+下限時間~120時間の一部) タイプC':フルタイム・パートタイム共働き家庭(就労時間:月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)

タイプD : 専業主婦(夫)家庭

タイプE :パートタイム共働き家庭(就労時間:双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)

タイプE':パートタイム共働き家庭(就労時間:いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)

タイプF : 無業の家庭(両親とも無職の家庭)

※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 全国共通で「量の見込み」を算出する項目があります。。。。。。

下記の1~10事業については、全国共通で「量の見込み」の算出を行います。

【 教育・保育の量の見込み 】

	対象事業	(認定区分)		事業の対象家庭	調査対象年齢
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭	
	保育認定	幼稚園	, n=n-h	共働きで幼稚園利用のみ希 望の家庭	3~5歳
2	保育認定	認定こども園 保育所	2号認定	ひと川朝宗庁	
3	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育	3号認定	ひとり親家庭 共働き家庭	0~2歳

【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

	対象事業	対象家庭	対象児童
4	時間外保育事業 (保育所延長保育)	ひとり親家庭 共働き家庭	0~5歳
5	放課後児童健全育成事業 (児童クラブ事業)	ひとり親家庭 共働き家庭	5 歳 1 ~ 6 年生
6	子育て短期支援事業 (ショートステイ) (トワイライトステイ)	すべての家庭	0~5歳 1~6年生
7	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0~2歳
8	一時預かり事業 (幼稚園在園児対象の一時預かり)	専業主婦(夫)家庭	3~5歳
	(その他)	ひとり親家庭・共働き家庭	0~5歳
9	病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0~5歳 1~6年生
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	すべての家庭	0~5歳 1~6年生

(3) 「量の見込み」を算出する項目(事業)ごとに、アンケート調査 結果から"利用意向率"を算出し、将来の児童数を掛け合わせ ることで"ニーズ量"が算出されます。。。。。。。。。

ステップ1

~家庭類型の算出~

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類 型があります。

ステップ2

~潜在家庭類型の算出~

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の 就労意向を反映させてタイプを分類します。

ステップ3

~潜在家庭類型別の将来児童数の算出~

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

町民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- ○現在パートタイムで就労している 母親のフルタイムへの転換希望
- ○現在就労していない母親の就労希 望

ステップ4

~事業やサービス別の対象となる児童数の算出~

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型 別の将来児童数を掛け合わせます。 たとえば、病児病後児保育事業や学童 クラブ等は保育を必要とする家庭に 限定されています。

ステップ5

~利用意向率の算出~

事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極 めが重要です。

ステップ6

~ニーズ量の算出~

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数をかけあわせることで、 平成 27 年度から 31 年度まで各年毎 のニーズ量が算出されます。

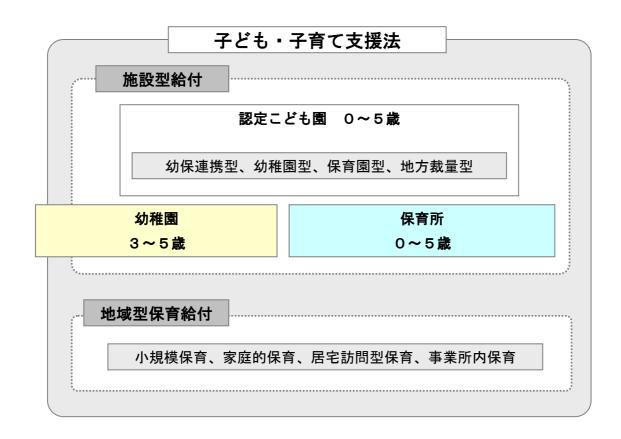
※ステップ6上記ステップを基本にニーズ量を算出していますが、算出されたニーズから、どのような対象者でどのくらいの量を求め、現状との乖離状況がどれくらい生じている等、詳細に分析を行い、合理的な条件のもと、補正を行っています。

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容 及びその実施時期

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。



【今後の方向性】

○ 歳~2 歳においては、母親の就労状況等で保育ニーズが発生する可能性があることから、特に育休明けの1歳は年度途中のニーズに対応できるように確保する必要があります。

1、2歳児の保育ニーズについては、一定程度の見込みではありますが、3~5歳児の減少により全体定員に余裕が生まれることや定員の弾力的運用による受け入れにてニーズ対応が可能と思われます。

3~5歳児の保育ニーズは現行の町立保育所の定員で確保できると思われます。 また、平成29年度より公立の3つの保育所を保育に欠ける子ども以外の子ども も受け入れる保育型認定こども園へ移行します。

(2)教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期・・・・・

【平成27年度】

		1号	2号		3号		
		0 15 N L	3歳以上係	保育が必要	1 0 4	- IF	
		3歳以上 教育希望	教育希望が 強い	左記以外	1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要	
(参考))児童数推計		248 人		166 人	69 人	
	需要率	10.1%	0.0%	96.8%	32. 5%	1. 4%	
ニース	ニーズ量の見込み		0人	240 人	54 人	1人	
提供量	(確保方策)						
特定教育 • 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	0人		290 人	55 人	5 人	
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	_		_	_	_	
特定地域型保 育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	-	_		_	_	
認可	認可外保育施設		_		_	_	
提	供量合計	0人		290 人	55 人	5 人	
過不足分(摂	提供量ーニーズ量)	▲25 人		50 人	1人	4 人	

【平成 28 年度】

		平成 28 年度					
		1号	2	号	3号		
		3歳以上	3歳以上倪	保育が必要	1・2歳	0.50円本が	
		教育希望	教育希望が 強い	左記以外	保育が必要	O歳保育が 必要	
(参考))児童数推計		241 人		155 人	68 人	
	需要率		0.0%	99. 6%	35. 5%	7. 4%	
ニース	ニーズ量の見込み		0人	240 人	55 人	5人	
提供量	(確保方策)						
特定教育 • 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	0人		290 人	55 人	5 人	
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	_		_	-	_	
特定地域型保 育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	_	_		_	_	
認可	認可外保育施設			_	_	_	
提	提供量合計		290 人		55 人	5人	
過不足分(摄	提供量ーニーズ量)	▲23 人		50 人	0人	0人	

【平成29年度】

				平成 29 年度		
		1号	2	号	3号	
		3歳以上	3歳以上倪	保育が必要	1・2歳	0.华/1.本北
		教育希望	教育希望が 強い	左記以外	保育が必要	O歳保育が 必要
(参考)) 児童数推計		253 人		150 人	66 人
:	需要率	8. 7%	0.0%	94.9%	36. 7%	7. 6%
ニース	ニーズ量の見込み		0人	240 人	55 人	5 人
提供量	(確保方策)					
特定教育 • 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	30 人		260 人	55 人	5 人
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	-		_	_	-
特定地域型保 育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	_	-		_	_
認可	認可外保育施設			_	_	_
提·	供量合計	30 人		260 人	55 人	5 人
過不足分(摄	と供量ーニーズ量)	8人	20 人		0人	0人

【平成30年度】

【 ↑ /X ○ ○ 十/X 1						
		1号	2号		3号	
		3歳以上	3歳以上仍	呆育が必要	1・2歳	O歳
		教育希望	教育希望が 強い	左記以外	保育が必要	保育が必要
(参考))児童数推計		256 人		147 人	65 人
	需要率	8. 6%	0.0%	93. 8%	36. 7%	7. 7%
ニース	ニーズ量の見込み		0人 240人		54 人	5 人
提供量	(確保方策)					
特定教育 • 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	30 人		260 人	55 人	5 人
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	_		_	_	_
特定地域型保 育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	_	_		-	-
認可	認可外保育施設			_	_	_
提·	提供量合計			260 人	55 人	5 人
過不足分(提	は供量ーニーズ量)	8 人		20 人	1人	0人

【平成31年度】

		1号	2号		3号	
		の塩いし	3歳以上仍	保育が必要	1.05	o 生
		3歳以上 教育希望	教育希望が 強い	左記以外	1・2歳 保育が必要	〇歳 保育が必要
(参考))児童数推計		244 人		142 人	64 人
:	需要率	12. 3%	0.0%	98. 4%	36.6%	7.8%
ニース	ニーズ量の見込み		0人 240人		52 人	5人
提供量	提供量(確保方策)					
特定教育 • 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	30 人		260 人	55 人	5 人
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	_		_	_	_
特定地域型保 育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	_	-		_	-
認可	認可外保育施設			_	_	_
提·	提供量合計			260 人	55 人	5人
過不足分(提	は供量ーニーズ量)	8 人		20 人	3 人	0人

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容 及びその実施時期

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間から延長して保育を実施する事業です。

【現状】

現状は、町内の認可保育所3か所で19時までの保育の受入れをしています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 25 年度
利 用 者 数	8 人	9 人	10 人
実 施 か 所 数	3 か所	3 か所	3 か所

【今後の方向性】

量の見込み人数は、現状を大きく上回らないことから、既存の保育施設でニーズ の確保は可能であると思われます。今後利用者のニーズを注視しながら事業の充実 を図っていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	12 人				
実施か所数 (確保方策)	3 か所				
提 供 量	15 人				
過 不 足 (提供量ーニーズ量)	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人

(2) 放課後児童健全育成事業。。。。。。。。。。。。。。。。。。

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊び や生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平 日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現状】

平成 25 年度で 2 クラブ、児童数は 65 人となっています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利 用 者 数	89 人	89 人	84 人	77 人	66 人
実 施 か 所 数	2 か所				

【今後の方向性】

全体的な放課後児童クラブの利用ニーズには、今後も現定員数で対応できるものと思われます。夏休みなどの長期休暇のみの対応についても検討します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	86 人	85 人	83 人	82 人	78 人
実施か所数 (確保方策)	2 か所				
提 供 量	90 人				
過不足(提供量ーニーズ量)	4人	5人	7人	8人	12 人

(3) 子育て短期支援事業 ••••••••••••••

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)と夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)があります。

【現状】

川辺町では現在実施していません。

【今後の方向性】

現状では、短期入所生活援助(ショートステイ事業)の利用者はなく、今後利用者のニーズを注視しながら見直しを検討します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	0人日	0 人日	0人日	0 人日	0 人日
実 施 か 所 数 (確保方策)	0 か所				
提 供 量	0 人日				
過 不 足 (提供量ーニーズ量)	0 人日				

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、 情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

町内の子育て支援センター1か所で実施しています。

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	7, 513 人日	8, 506 人日	8, 659 人日	6, 984 人日	6,067 人日
実 施 か 所 数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【今後の方向性】

利用ニーズ量は、現状程度の見込みとなっています。町内には地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)が1か所あり、現在のままで対応可能と思われます。

今後も引き続き、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場として 充実を図っていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	8, 174 人日	8, 292 人日	8, 135 人日	7, 978 人日	7, 781 人日
実 施 か 所 数 (確保方策)	1 か所				
提 供 量	8, 174 人日	8, 292 人日	8, 135 人日	7, 978 人日	7, 781 人日
過 不 足 (提供量ーニーズ量)	0 人日				

(5) 一時預かり事業 •••••••••••••••

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

【現状】

一時預かりは、川辺町第三保育園で実施しています。 年間延べ約 200 人の利用者数となっています。

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	194 人	206 人	245 人	218 人	197 人
実 施 か 所 数	1 か所				

【今後の方向性】

今後も一時預かりに対するニーズは高いと予測されるため、美濃加茂市との共同 によるファミリー・サポート・センターでの受入れなど、利用者が多様な選択をで きる環境を整備していく必要があります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量(在園児 対象を除く一時預 かり) (人日)	186 人日	181 人日	175 人日	174 人日	173 人日
実施か所数 (確保方策)	1 か所				
提 供 量	186 人日	181 人日	175 人日	174 人日	173 人日
過 不 足 (提供量ーニーズ量)	0 人日				

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際 に、保育施設で児童を預かる事業です。

【現状】

病児保育は、平成 25 年度から、坂祝町に開設された病児・病後児保育室で実施しています。

利用の実績はありません。

(年間)

	平成 25 年度
延べ利用者数	0人
実施か所数	1 か所

【今後の方向性】

病児・病後児保育について、今後利用者のニーズを注視しながら、引き続き継続 実施していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	12 人日				
実 施 か 所 数 (確保方策)	1 か所				
提 供 量	15 人日				
過 不 足 (提供量ーニーズ量)	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを自宅で 預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保 護者です。

【現状】

平成23年7月1日から美濃加茂市ファミリー・サポート・センターでの共同 実施へ変更しています。平成25年度で、会員数は、依頼会員31人、提供会員6 人、両方会員0人となっています。

113 人日

	(年間)
平成 24 年度	平成 25 年度

22 人日

【今後の方向性】

延べ利用人数

引き続き町民への事業の周知徹底を図るとともに、支援体制の充実を図るため、 平成 26 年度以降も事業説明会、提供会員の講習会を継続して実施し、提供会員の 増加に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量(人日)	114 人日	113 人日	111 人日	113 人日	108 人日
提供量	114 人日	113 人日	111 人日	113 人日	108 人日
過 不 足 (提供量ーニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

(8) 利用者支援事業 ••••••••••

【事業概要】

1人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援 事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡 調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

- ①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用 支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に 利用できるよう実施します。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

【今後の方向性】

教育委員会事務局に子育て支援コーディネーターを配置し、子どもや保護者または妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業の中から、適切なものを選択し、確実かつ円滑に利用できるよう支援を行います。

そのために、情報集約を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実 施 か 所 数 (確保方策)	1 か所				

(9) 妊婦健康診査 ••••••••••••

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

妊婦健診に係る費用を(一人当たり 14 回分)助成することで、妊娠期の経済的 負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促し、異常の早期発見・早 期治療及び精神的不安の解消を図っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受診者延回数	884 回	962 回	836 回	945 回	844 回

【今後の方向性】

妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促すことにより、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を目指していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	952 回	924 回	910 回	896 回	896 回
実 施 体 制 (確保方策)	もに、妊娠 11	週以内の届出を	てへの十分な準 推進し、妊娠初 に努め、適切な保]期から継続した	-支援を行いま

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、 支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

健康状態の確認や保護者の悩み、不安、家庭問題等に対する相談に応じてきました。

			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪	問	数	84 人	71 人	68 人	62 人	85 人

【今後の方向性】

少子化や核家族化により孤立し、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が不安に陥らないよう安心して子育てができるよう必要な支援 や助言を行うために、全戸訪問に努めていきます。また、相談支援については、職 員の相談技術のさらなるスキルアップを図り、充実させていきます。

平成 27 年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
推計値	69 人	68 人	66 人	65 人	64 人	
実 施 体 制 育児不安や不適切な養育などの問題が発見でき継続した支援につながるよ (確保方策) う、できる限り直接連絡をとり、状況把握等を実施していきます。						

【事業概要】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言等を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

【現状】

養育支援訪問の件数は、年度によってばらつきがあり、平成 25 年度では 7 件となっています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問延件数	2 件	4 件	3 件	0 件	7 件

【今後の方向性】

養育に関する専門的な相談支援については、職員の研修参加等により、相談技術のさらなるスキルアップを図り、充実させていきます。また、支援を必要とする保護者の利用に結び付くよう、事業の周知を行っていきます。

育児家事等の養育支援を行う育児支援ヘルパーの派遣事業についても今後、検討していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
推 計 値	7 件	7 件	7 件	7 件	7 件		
実 施 体 制 (確保方策)							

第6章 教育・保育及び子ども・子育て支援事業の推進方策

本町では、教育・保育及び子ども・子育て支援事業を推進するため、「子ども・子育て支援法」の基本理念や基本指針等を踏まえ、子どもの最善の利益を考慮しつつ、子どもの育ちを大切にする教育・保育に努めます。

また、以下のように各事業に取り組み、教育・保育及び子ども・子育て支援事業の円滑かつ効果的な実施をめざします。

1 教育・保育の一体的提供及び推進

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設です。利用者の就労 状況にかかわらず、利用ができるため、保護者の就労状況等に変化があった場合も、 継続して利用することができます。

本町では、身近な地域で教育・保育を受けることができるよう地域の実情と施設整備状況を踏まえ、平成29年度より公立の3つの保育所を保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れる保育型認定こども関へ移行します。

【認定こども園数】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施箇所数	0 か所	0 か所	0 か所	3 か所	3 か所	5 か所
1 号認定受入枠	_	_	_	30 人	30 人	30 人

※川辺町第一から第三保育所に各10人の1号認定の受入枠を設けます。

豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育を推進するため、認定こども園・保育園と小学校等との連携を推進します。

認定こども園・保育所と小学校が、それぞれの段階における役割や責任を果たせるよう、意見や情報交換の場を設け、連携の強化に努めます。

さらに、各学校・園間の連絡・調整を積極的に進め、保小連携教育を継続実施し、 円滑な接続に向けての接続カリキュラムや保育内容の工夫を図るとともに、職員の合 同研修会を行い、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。 また、就学に向けて、認定こども園・保育園の園児と小学生との交流、職員同士の 交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図ります。

幼児期の教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が提供されるよう、保育士など の合同研修等に対して支援を行います。

(4) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実 •••

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援を実施していきます。

また、すべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要であり、妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保や相談体制の充実、適切な情報提供、安全・安心な子育て環境づくりなど、一人ひとりの子どもが健全に成長していくため支援します。

(5)教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携 •••••••

保育園、認定こども園、地域型保育事業は、相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の充実が図ります。また、地域型保育事業を利用した満3歳未満のこどもが、保育所、認定こども園で、切れ目なく適切に教育・保育が受けられるため、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。

2 総合的な放課後対策の推進

すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後児童クラブ」と、「放課後子供教室」の連携を促進し、総合的な放課後対策の計画的な整備等を推進します。

【今後の方向性】

① 放課後児童クラブと放課後学習クラブの一体的な実施

国の「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後児童クラブを利用する児童を含めてすべての希望する小学生が、放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型または、連携型により、実施します。

② 学校施設の一層の活用促進

運営委員会等において、各学校に使用できる余裕教室等がないかを十分協議した上で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を実施している時間帯のみの活用を含め、学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室の一時的な利用の促進を図っていきます。

③ 教育委員会と関係機関との連携

総合的な放課後対策を推進するための運営委員会等を設置し、教育委員会と関係機関が連携を深め、学校施設の使用計画・活用状況等について十分に協議を行うとともに、両者が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めます。

【放課後子ども総合プラン】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
放課後児童クラブ 実 施 箇 所 数	2 か所					
放課子供教室実施個所数	_	_	_	2 か所	2 か所	2 か所

第7章 計画の進捗状況管理

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進捗状況管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「川辺町子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、5章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」に



ついては、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、 実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等 を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携、において、児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。